

新設法人のための

会社の税金 ガイドブック



公益財団法人 全国法人会総連合



は し が き

このたびは、会社設立おめでとうございます。

貴社のこれからの限りないご発展とご活躍を期待いたします。

さて、会社を経営していくうえでは、得意先の拡大、労務対策、金融対策など、いろいろなご苦労が多いことと思われそうですが、「税金」の問題も重要な仕事の一つであります。

法人税、源泉所得税、消費税等さまざまな税金が会社に関係してくるわけですが、適正な納税は、対外的な信用を高めるだけではなく、会社の経営強化にもつながることとなります。

そこで、この小冊子では新たに会社を設立した社長さんを念頭におき、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明いたしました。

具体的な税法の内容や税務処理の手続きなどにつきましては、法人会の説明会などで十分勉強していただき、適正な申告と納税を率先して実行されるよう期待してやみません。

なお、本書の発行にあたっては、税理士の武田恒男先生にご執筆、ご協力いただいたことに対し厚く御礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

※ 本書は令和8年6月1日時点における法令等に基づき作成されています。

目

次

1	会社のスタートはまず届出書の提出から	3
2	青色申告法人になって税の特典を受けよう	4
3	会社が納める税金	5
4	確定申告書の提出及び納付はいつまで	6
5	決算利益と所得金額との関係	7
6	収益の計上時期は一定のルールを継続適用する必要がある	8
7	売上原価の見積計上はOK、販売管理費の見込計上はNO	9
8	中小法人のさまざまな優遇制度	10
9	役員給与には損金になるものとならないものがある	12
10	減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する	14
11	減価償却費の計算方法には定額法と定率法がある	16
12	少額な減価償却資産は一時の損金処理が可能	17
13	中小法人の交際費は年800万円まで損金算入可能	19
14	売掛金等の債権が回収不能となったとき（貸倒損失）	21
15	金銭債権が部分的に回収不能と見込まれる場合（貸倒引当金）	22
16	法人税・加算税などの税金は損金とならない	24
17	源泉徴収した所得税は預り金	25
18	課税されない現物給与	26
19	消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある	27
20	消費税の軽減税率制度とインボイス制度	29
21	電子による帳簿書類の保存	32



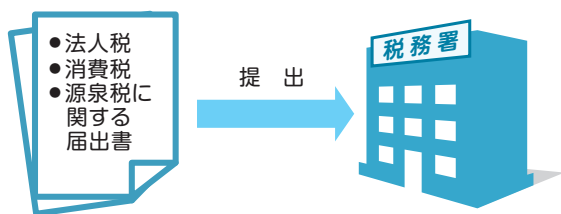
会社のスタートは まず届出書の提出から

法人税・消費税・事業税など国税・地方税に関する各種の届出書・申請書を、税務署などに提出する必要があります。

また、提出することにより税の特典を受けられるものがあります。

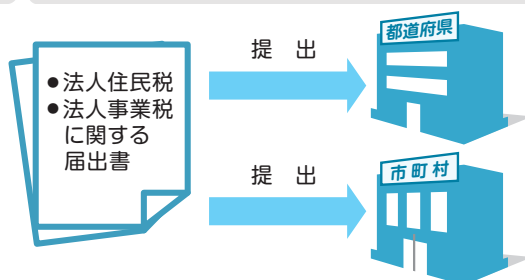
1

国税に関する届出書



2

地方税に関する届出書



3

届出書類

(1) 税務署への提出書類

提出書類	提出期限
① 法人設立届出書	設立の日以後2月以内
② 棚卸資産の評価方法の届出書	設立第1期の確定申告書の提出期限
③ 減価償却資産の償却方法の届出書	同 上
④ 給与支払事務所等の開設届出書	事務所開設の日から1月以内
⑤ 青色申告の承認申請書	設立の日以後3月経過日と設立第1期の終了日とのいずれか早い日の前日

法人設立届出書は都道府県・市町村にも提出する必要があります（登記事項証明書等の添付が必要です）。なお、提出期限は地域により異なります。

(3) 労働保険や厚生年金等、労務関係の届出書類

届出先	提出書類	提出期限
① 年金事務所 〈健康保険・厚生年金保険〉	新規適用届	事業開始後5日以内 (法人(商業)登記簿謄本を添付)
② 労働基準監督署 〈労災保険〉	●適用事業報告 ●労働保険関係成立届 ●就業規則の届出 (従業員10名以上の場合)	●事業所開設後遅滞なく ●従業員採用日の翌日から10日以内 ●就業規則作成後遅滞なく
③ 公共職業安定所 (ハローワーク) 〈雇用保険〉	適用事業所設置及び被保険者資格取得届	労働保険関係成立届が受理された後すぐ

(2) 消費税の特例を受けたいときに提出する書類

提出書類	提出期限
① 簡易課税制度選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日(注1)
② 課税事業者選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日(注1)
③ 課税期間特例選択届出書	短縮にかかる課税期間の初日の前日(注2)
④ 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	随時(注3)
⑤ 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)	登録希望日の15日前までが目安

(注1) 設立第1期分については、課税期間の末日までに提出します。

(注2) 届出により、課税期間を3月または1月ごとの期間とする特例が設けられています。

(注3) 所轄税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用されます。

クロージングアップ

【社会保障・ 税番号(マイナンバー)制度】

平成27年10月5日から、個人には12桁の個人番号(マイナンバー)が、法人には13桁の法人番号が通知され、平成28年1月1日から利用が開始されています。

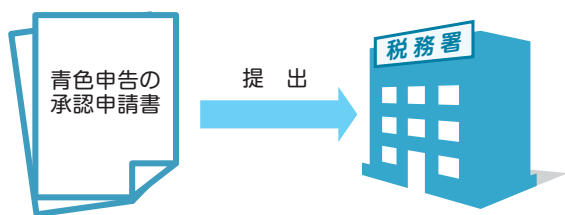
法人が提出する税や社会保障に関する書類にも、番号の記載が必要になっています。また、従業員などからマイナンバーの提供を受け、適切に管理することが求められていますので、留意する必要があります。



青色申告法人になって 税の特典を受けよう

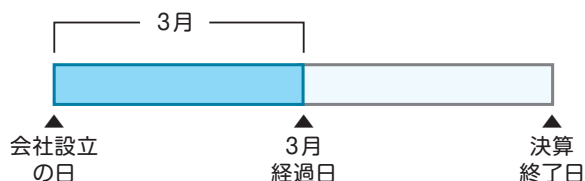
青色申告法人は、当期に生じた欠損金を次期以降10年間にわたり所得から控除できるなど税法上各種の特典が受けられますので、青色申告の承認申請書を提出期限までに提出しましょう。

1 青色申告の承認申請書



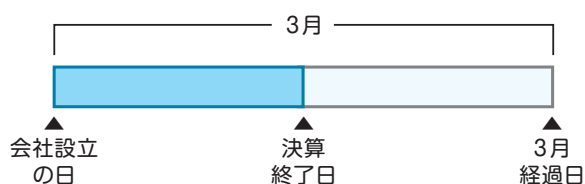
【提出期限】設立の日以後3月経過日と設立第1期目の決算終了日とのいずれか早い日の前日

(例1)



この場合の提出期限は、3月経過日の前日

(例2)



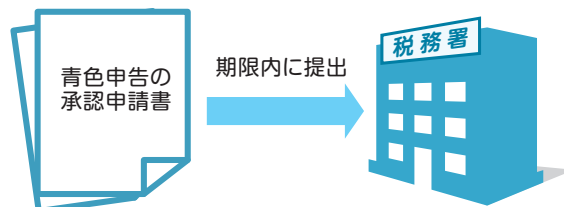
この場合の提出期限は、決算終了日の前日

2 青色申告法人の特典

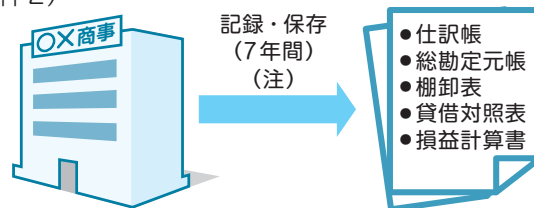
特典の内容
① 青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金を次期以降10年間にわたり所得から控除できる制度の適用
② 中小企業者等の少額減価償却資産の一括損金算入の特例制度の適用
③ 各種の特別償却制度の適用
④ 各種の税額控除制度の適用
⑤ 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付
⑥ 帳簿書類の調査に基づく更正
⑦ 推計による更正又は決定の禁止

3 青色申告の要件

(要件1)



(要件2)



(注) 1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類については10年。

2 令和6年1月1日以後に行われる電子取引の取引情報(電子メールの添付ファイル等で送付・受領した請求書等)は、保存要件に従って、電子データを保存しなければなりません。

クローズアップ

【青色繰越欠損金】

繰越欠損金の繰越しは税務計算上の金額ですので、損益計算書上の欠損金額と間違えないように注意してください。

繰越欠損金は法人税法上の欠損金額です



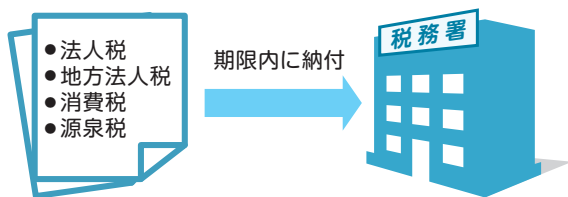
3

会社が納める税金

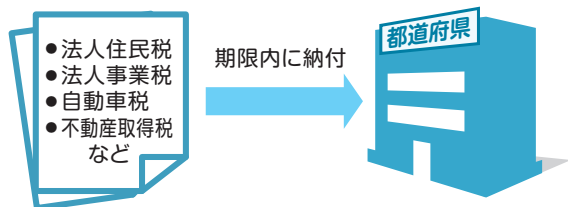
会社が納めなくてはならない税金は、法人税・消費税などの国税のほか、法人住民税・法人事業税などの地方税があります。

1 納付先別の税金の種類

(1) 税務署に納める税金（国税）



(2) 都道府県に納める税金（地方税）



(3) 市町村に納める税金（地方税）



(2) 資産の保有にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 固定資産税	(イ) 土地・家屋・償却資産の評価額	(イ) × 1.4%
② 都市計画税	(ロ) 市街化区域に所在する土地・家屋の固定資産税の課税標準額	(ロ) × 0.3%
③ 自動車税（軽自動車税）	自動車の種類、用途、総排気量などの区分に基づく一定額	毎年4月1日を賦課期日として5月上旬ごろ納税通知書送達

(注) 1 ①の税率は標準税率であり、自治体によって異なる場合があります。

2 固定資産税の対象となる償却資産を有する法人は、毎年1月1日現在における償却資産について、1月末日までにその資産の所在する市町村長に申告する必要があります。

(3) 取引にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 消費税	(イ) 資産の取引額	(イ) × 10% (うち2.2%は地方消費税)
② 印紙税	(ロ) 課税文書に記載された金額等	課税文書に対応する一定額
③ 登録免許税	(ハ) 土地・建物、会社設立等の登記の評価額	登記ごとに税率は定められている

(注) 1 ①の税率は、標準税率です。軽減税率は8%（内1.76%は地方消費税）となります。

2 ②の税金は印紙を貼付して消印することにより納付となり、③の税金は登記所で納付することになります。

2 課税の対象となる金額

(1) 会社の所得にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 法人税	(イ) 会社の所得金額	(イ) × 約15%～23.2% (資本金1億円以下の法人については10頁①を参照してください)
② 地方法人税	(ロ) 基準法人税額	(ロ) × 10.3%
③ 都道府県民税（法人住民税）	(ハ) 法人税額	(ハ) × 1.0% + 均等割
④ 市町村民税（法人住民税）	(ニ) 法人税額	(ニ) × 6.0% + 均等割
⑤ 法人事業税	(ホ) 会社の所得金額	(ホ) × (3.5%～7.0%)
⑥ 特別法人事業税	(ヘ) 基準法人所得割額	(ヘ) × 37.0%

(注) ③及び④の税に対する税率は標準税率であり、自治体・企業規模によって異なる場合があります。

(4) 給与等にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 源泉所得税	会社が給与や報酬として支払った金額	源泉徴収制度によって支払の都度天引きされた一定額
② 個人住民税（特別徴収）	給与所得者の前年の所得に対して区市町村において計算された額	会社が特別徴収義務者となって毎月支払われる給与等から天引きされた一定額

クローズアップ

【均等割】

法人税、地方法人税、法人住民税（均等割額を除く）及び法人事業税並びに特別法人事業税は、所得にかかる税金ですので赤字申告の場合は税金は発生しませんが、法人住民税の均等割額は赤字申告の場合でも納める必要があります。

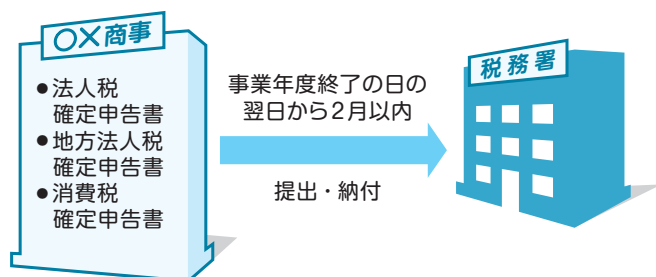


確定申告書の提出及び納付はいつまで

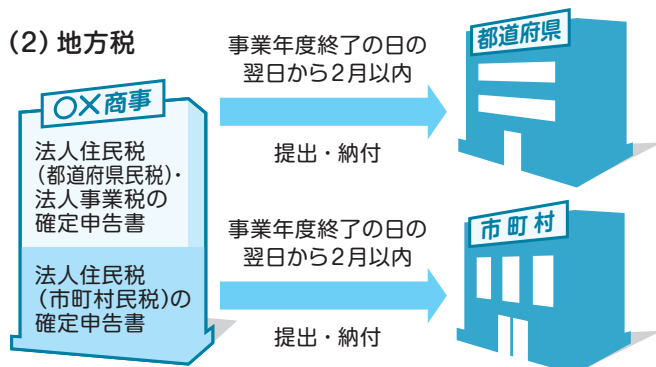
会社は、事業年度終了後に決算を行い貸借対照表、損益計算書などの決算書類を作成して株主総会等の承認を得なければなりません。そして、その承認を得た決算書類（確定決算）に基づいて確定申告書を作成し、その提出及び納付をすることになります。

1 確定申告書の提出及び納付の期限

(1) 法人税・消費税



(2) 地方税



(注) 郵送により提出した場合は、郵便局の通信日付印により表示した日が提出日として取り扱われます。

2 申告期限に関する特別な取扱い

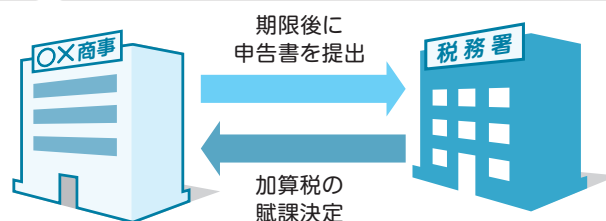
法定の申告期限	特例による申告期限
① 申告期限が日曜日、国民の祝日、その他一般の休日または土曜日の場合	これらの日の翌日（その日が左記の日のときは翌々日）
② 申告期限が12月29日から31日までの場合	1月4日（その日が日曜日のときは5日、土曜日のときは6日）

3 決算書等の添付

法人税の確定申告書には、次の書類を添付しなければなりません。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書（社員資本等変動計算書）
- ④ ①及び②にかかる勘定科目内訳明細書
- ⑤ 事業概況説明書

4 期限後申告には加算税が課せられる



法定申告期限後に確定申告書（期限後申告書）を提出した場合は、調査通知前でも納付すべき税額に対して5%の無申告加算税が課せられます。

クローズアップ

【確定決算主義】

法人税法では、法人税の申告に当たり、株主総会等の承認を得た決算（確定決算）に基づいて課税標準（所得金額）を算出することとされています。

これをいわゆる「確定決算主義」といいます。したがって、確定申告書の提出に際しては、課税標準の基礎となった確定決算書を添付することが義務付けられています。

法人税の確定申告書は確定決算に基づいて作成するんだよ





決算利益と所得金額との関係

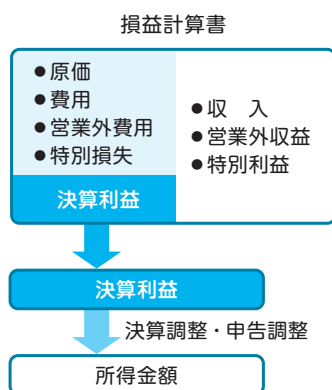
法人税の申告は確定決算に基づいて行われることになっていますが、決算によって算出された利益（決算利益）に対してストレートに税金がかかるわけではなく、決算利益を基に税法で定める必要な税務調整を行って法人税の課税の対象となる利益（所得金額）を算出する仕組みとなっています。

1 決算利益と所得金額の相違

税法は、適正課税、公平妥当な税負担、各種政策目的などの見地からいろいろな規定が設けられており、決算では費用となるものの、税法の規定では損金とならないものなどがあります。

所得金額は、決算利益を基にこれら税法の規定による必要な調整（申告調整）を行って算出することになります。

（注）税法では、収入（収益）に対応する用語として「益金」、原価・費用・損失に対応する用語として「損金」を使用しています。



2 申告調整は申告書別表4で行う



3 申告調整を行う主な項目

(1) 損金不算入の主なもの

- ① 資産の評価損（特例あり）
- ② 損金算入役員給与（12頁参照）以外の役員給与
- ③ 交際費等（中小企業については特例あり。19頁参照）
- ④ 法人税・地方法人税・法人住民税、加算税・延滞税、罰金及び料・過料（24頁参照）
- ⑤ 過大な役員給与・退職金（13頁参照）
- ⑥ 特定の使用人に対する過大な給与・退職金
- ⑦ 所得税額控除の対象とした所得税
- ⑧ 寄附金の一定額
- ⑨ 不正行為等に係る費用等

(2) 損金算入の主なもの

- ① 青色申告にかかる繰越欠損金の当期控除額
- ② 収用等にかかる所得の特別控除

(3) 益金不算入の主なもの

- ① 資産の評価益
- ② 法人税等の還付税額
- ③ 受取配当金（任意）

クローズアップ

【損金経理】

損金経理とは、確定した決算において費用または損失として経理することをいいます。税法では、損金経理をした場合に限り、所得金額の計算上損金の額に算入されるものがありますので、決算書を作成する段階でちゃんと調整をしておく必要があります（この調整を「決算調整」といいます）。

損金経理をしなければ損金算入が認められないものとしては、①減価償却費、②少額な減価償却資産の損金算入、③貸倒引当金の繰入額、④繰延資産の償却費などがあります。

損金経理をしなければ税法上損金算入が認められないものがありますので、注意しましょう





収益の計上時期は一定のルールを継続適用する必要がある

売上などの営業収益の計上の時期は、原則として、商品の売上のように物の引渡しを要するものは「**引渡しのあった日**」、設計や技術提供のように役務の提供を要するものは「**役務提供のあった日**」となります。収益の計上時期は法人税や消費税の適正な計算を行う上で重要です。



1 収益計上の時期

取引の形態	引渡しまたは役務提供の日 (収益計上時期)
(1) 商品等の販売の場合	① 商品等を出荷した日(出荷基準) ② 相手方が検収した日(検収基準) ③ 取引対象物を相手方が使用収益できることとなった日(使用収益開始基準) ④ 検針等により販売数量を確認した日(検針基準)
(2) 請負の場合	① 物の引渡しを要する場合⇒目的物全部を引渡しした日 ② 物の引渡しを要しない場合⇒役務の全部を完了した日
(3) 建設工事等の場合	① 作業を終了した日 ② 相手方の受入場所に搬入した日 ③ 相手方が検収を完了した日 ④ 相手方において使用収益ができることとなった日

(注) 取引の形態ごとに数種の収益計上基準がある場合は、選択した基準を継続適用しなければなりません。

2 収益計上時期の特例

取引の形態	収益計上時期
(1) 一定の要件を満たす請負工事(注1)	工事進行基準 により工事進行割合に応じた金額を各事業年度の収益とする(注2)
(2) 株式等有価証券の譲渡	契約日(取引日)の属する事業年度

(注1) 請負工事の一定の要件

- ① 工事期間が1年以上にわたるもの
- ② 請負対価の額が10億円以上であること
- ③ 請負対価の額の1/2以上が、目的物の引渡し期日から1年経過日後に支払われるものでないこと

(注2) 請負工事の収益の計上時期は原則として工事が完成し引き渡された日ですが、工事の種類や契約内容によって「工事完成基準」、「工事進行基準」、「部分完成基準」、「延払基準」があります。

3 その他の収益計上時期

取引の形態	収益計上時期
(1) 受取配当金	配当の効力を生ずる日。ただし継続適用を条件に支払を受ける日
(2) 賃貸借契約に基づく使用料(受取家賃等)	契約による支払期日
(3) 敷金・保証金等で返還不要の部分の金額	その返還をしないこととなった日
(4) 受取損害賠償金	支払を受けることが確定した日又は支払を受けた日

クロースアップ

【土地等の引渡し日の判定】

収益計上の時期は「引渡し日」を原則としていますが、土地・借地権の譲渡の場合はその引渡しの日が明確でない場合があります。そこで、次のうちいずれか早い日を引渡し日とすることができます。

- ① 代金のおおむね50%以上を受取るに至った日
 - ② 所有権移転登記の申請(登記申請に必要な書類の相手方への交付を含みます)をした日
- また、工業所有権・ノウハウ等の譲渡、委託販売、試用販売などの収益計上時期について、それぞれの取扱いがありますのでご注意ください。

土地等の譲渡でその引渡し日が明らかでない場合は、一定の日を引渡し日とすることができますよ!





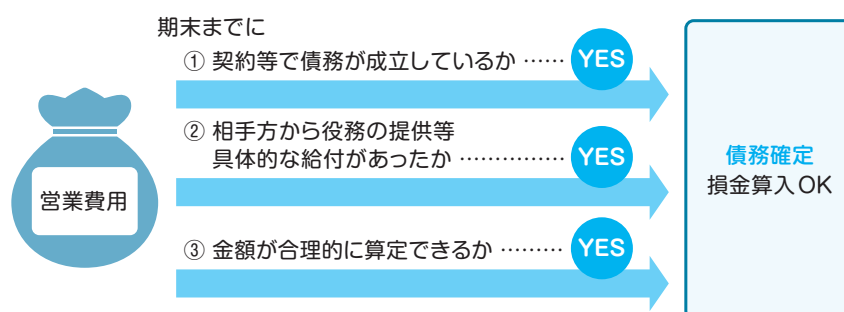
売上原価の見積計上はOK、 販売管理費の見込計上はNO

収益計上した売上等に対応する原価については、仮に原価の額が確定していない場合であっても見積計上が認められますが、販売費・一般管理費その他の費用等の営業費用については、原則として、債務が確定しているものに限り損金算入が認められます。



1 営業費用の債務確定

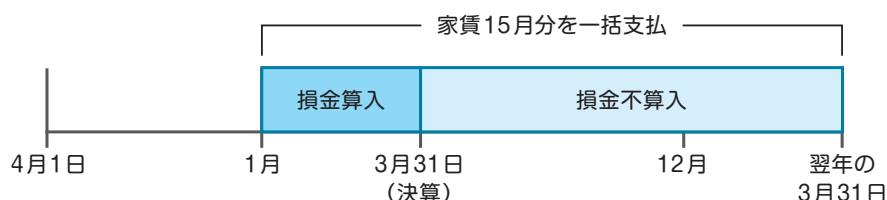
債務確定とは、次の要件のすべてを満たしているものをいいます。



2 短期前払費用の全額損金算入の特例

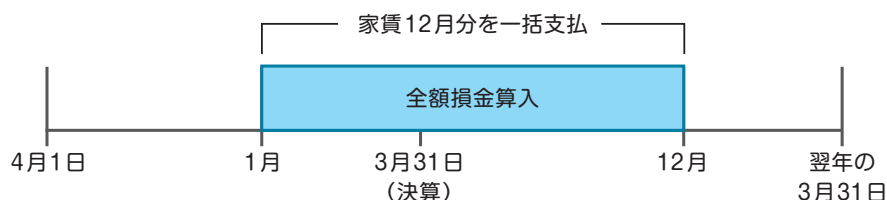
(1) 前払費用とは

継続して役務提供を受けるために支出した費用のうち、期末までに役務提供を受けていない部分に対応する費用をいい、原則として、当期の損金に算入できません。



(2) 短期前払費用

前払費用のうち、支払った日から1年以内に役務提供が終わる費用を短期前払費用といい、この短期前払費用は、支払った日に全額を損金算入することができます。



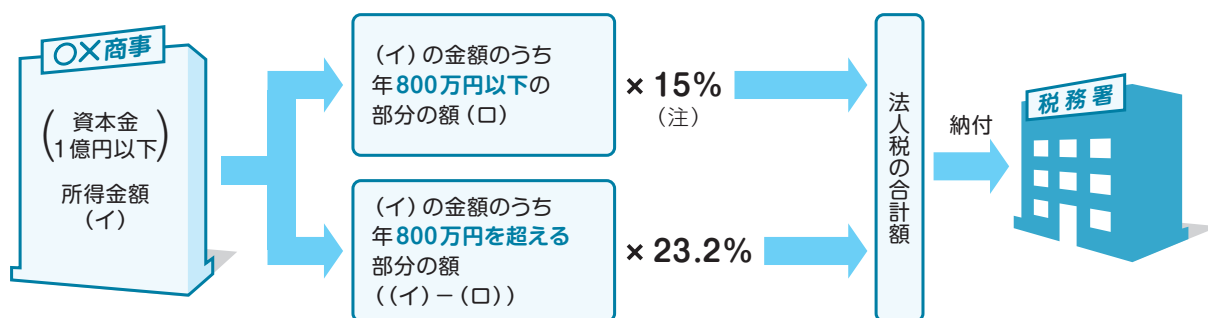


中小法人のさまざまな優遇制度

中小企業は大企業と比べると基盤や競争力が弱いため、税制上さまざまな優遇措置がとられています。

1 中小法人の税率の軽減

一般の法人については、所得金額に対して23.2%の法人税がかかりますが、資本金1億円以下の法人に対しては税率の軽減が図られています。



(注) 所得金額が年10億円を超える事業年度は17%となります。

2 交際費等の定額控除

法人が交際費等を支出した場合、原則としてその全額が損金不算入とされますが、資本金1億円以下の法人には、一定額を損金に算入できる制度があります(19頁 ③ 参照)。

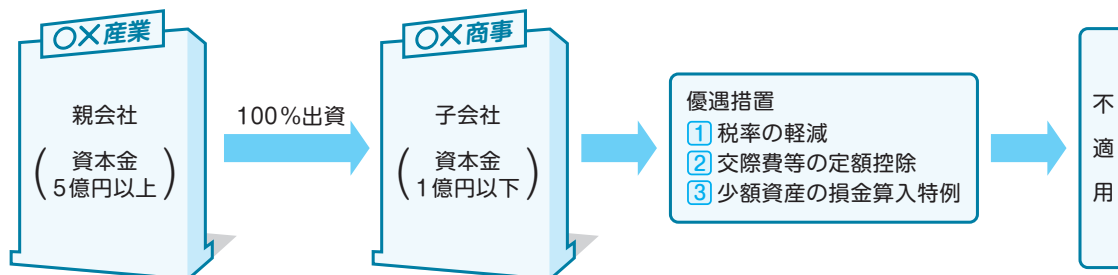
3 少額な減価償却資産の損金算入

中小企業者が40万円未満の減価償却資産を取得した場合、一定の要件を満たせば、その取得価額相当額を一時の損金に算入できる制度があります(17頁 ① (2) 参照)。

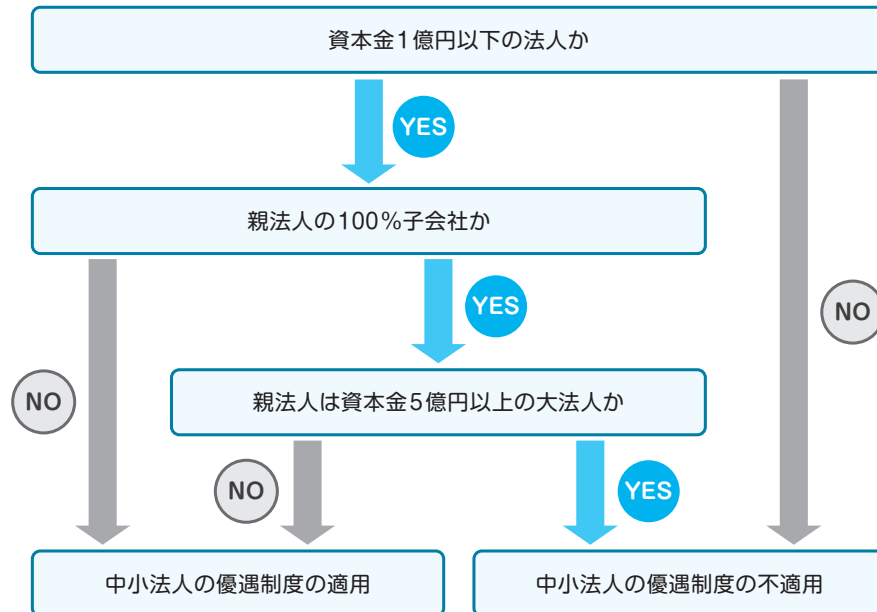
4 中小法人の優遇制度の不適用の特例

資本金5億円以上の大法人の100%子会社等については、① ② 及び ③ の優遇措置の適用はありません。

なお、中小法人の優遇制度は、制度ごとに他の要件によっても不適用となる場合があります(① は、前3事業年度の平均所得金額15億円超の法人が除外、③ は、17頁 ① (2) (注2) ~ (注4) に該当する法人が除外)。



【中小法人の優遇制度の適用の判定】



当社は、私（社長）が100%出資している
資本金1億円の法人ですので、中小法人の
優遇制度の適用があります。



【グループ法人税制の概要】

平成22年度に創設されたいわゆる「グループ法人税制」の主な内容は以下のとおりです。

(1) 100%グループ内の法人間の取引に関する税制

100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことによる譲渡損益は、その資産がグループ外に移転する等の時まで計上を繰り延べるものとされます。

また、100%グループ内の内国法人間の寄附金については、支出した法人についてはその全額が損金不算入とされるとともに、寄附を受けた法人についてはその全額が益金不算入とされます。

(2) 中小法人の優遇制度の不適用

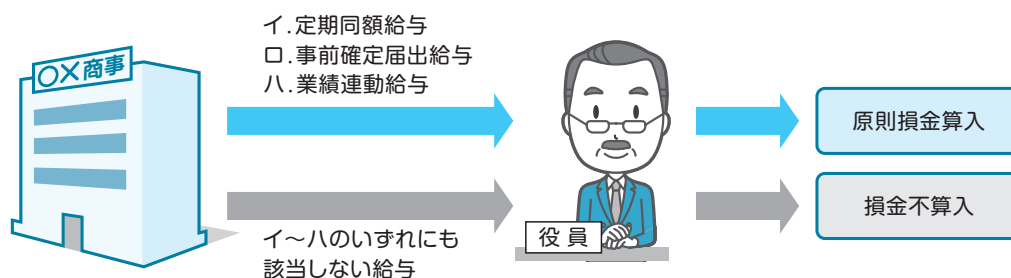
グループ内に資本金1億円超の大法人が1社でも存在する場合には原則としてグループ全体が「中小法人の優遇制度」の対象外となります。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 法人税の軽減税率 | ③ 貸倒引当金の法定繰入率による繰入れ |
| ② 特定同族会社の留保金課税の不適用 | ⑤ 少額な減価償却資産の損金算入の特例 |
| ④ 交際費等の損金不算入制度による定額控除 | ⑦ 繰越欠損金の損金算入制度の不適用 |
| ⑥ 欠損金の繰戻しによる還付制度 | |



役員給与には損金になるものと ならないものがある

従業員に支払う給与は原則としてすべて損金となりますが、役員に支払う給与には損金になるものと
ならないものがあります。



1 役員の範囲

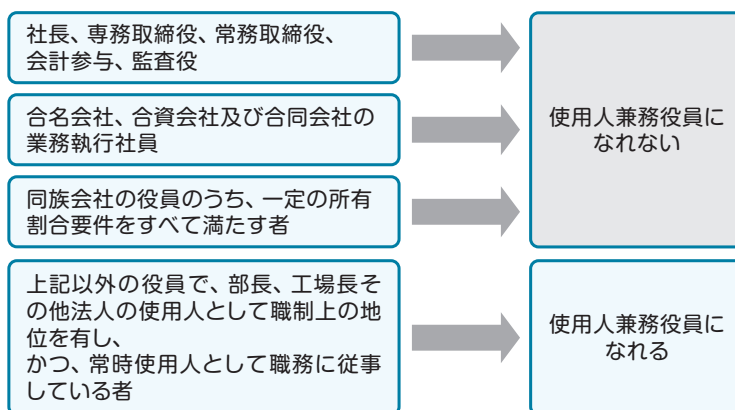
法人税法上の役員とは、次の者をいいます。法人税法上の役員の範囲は取締役等で会社法その他の法令に基づき選任された者より広く規定されています。

- ① 社長、専務取締役、常務取締役、その他の取締役、会計参与及び監査役
- ② 法人の使用人以外の者で、**経営に従事している者**
- ③ 同族会社の使用人のうち、**一定の要件（注）のすべてを満たしている者で経営に従事している者**

（注）一定の要件とは、「同族会社の特定役員」（13頁のクローズアップ参照）に掲げる要件中「役員」を「使用人」と読み替えた場合にその要件の（1）～（3）のすべてに該当する者をいいます。

2 使用人兼務役員

使用人兼務役員とは、使用人（従業員）としての肩書を持っている役員をいいます。
使用人兼務役員に支給する給与及び賞与のうち、使用人部分として適正な額は損金となります。



3 定期同額給与の損金算入

定期同額給与とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額又は支給額から源泉税等の額（注）を控除した金額が同額であるものをいい、この役員給与は損金算入ができます。

（注）源泉税等の額とは、源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、定期給与の額から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。

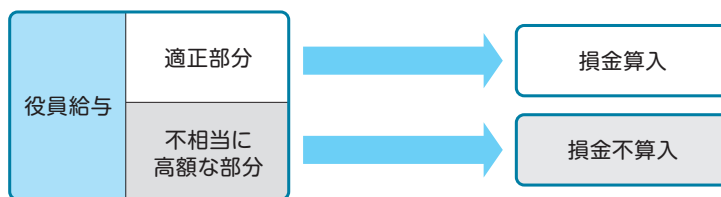
4 事前確定届出給与の損金算入

事前確定届出給与とは、所定の時期に確定額を支給するもので一定期限内に所轄税務署長に届出した給与をいい、ボーナスを支給しても損金算入が可能です。

5 業績連動給与の損金算入

業績連動給与とは、会社の利益、売上、株価など客観的な指標に基づき業務を執行する役員に対して支給する業績連動型給与で一定の要件を満たして支給されるものをいい、この役員給与は損金算入ができます。

6 過大な役員給与の損金不算入



不相当に高額かどうかは、①実質基準（その役員の職務内容等を基準）と②形式基準（株主総会等で決められた支給限度額基準）との2つの基準で判定します。

7 隠ぺい又は仮装により支給する役員給与の損金不算入

法人が事実を隠ぺいし又は仮装して経理することにより支給された役員給与が損金不算入となります。

クローズアップ

【同族会社の特定役員】

同族会社の役員のうち、次の（1）から（3）の要件のすべてを満たしている者は、使用人兼務役員にはなれません。

- （1）その役員が次のいずれかの株主グループに属していること
 - ① 第1順位の株主グループの所有割合が50%超である場合のその株主グループ
 - ② 第1順位と第2順位の株主グループの所有割合の合計が50%超である場合のこれらの株主グループ
 - ③ 第1順位から第3順位グループの所有割合の合計が50%超である場合のこれらの株主グループ
- （2）その役員の属する株主グループの所有割合が10%超であること
- （3）その役員及びその役員の配偶者の所有割合が5%超であること

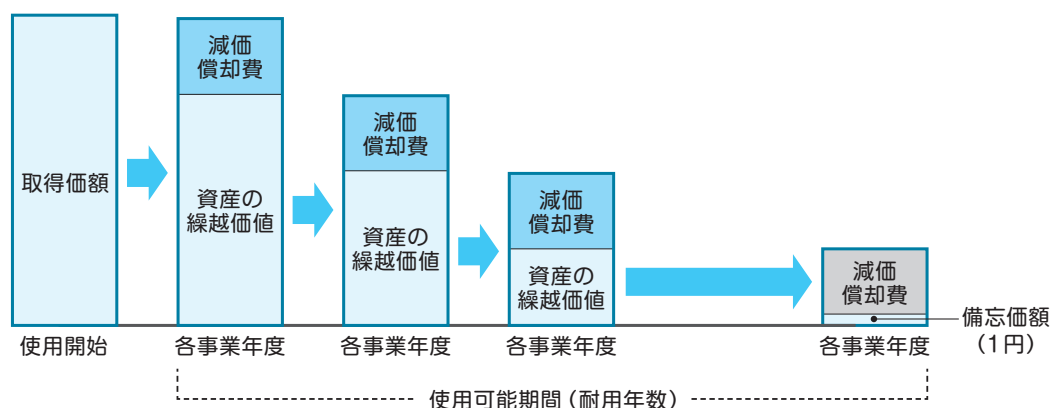
私は同族会社の特定役員に該当しますので、使用人兼務役員にはなれません





減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する

建物や機械装置のような長期間にわたって使用し、使用することによって価値の減少する資産（減価償却資産）については、その取得価額を使用可能期間にわたり費用として配分します。この配分する計算手続を減価償却といい、その手続により各事業年度に配分され費用化される金額を減価償却費といいます。



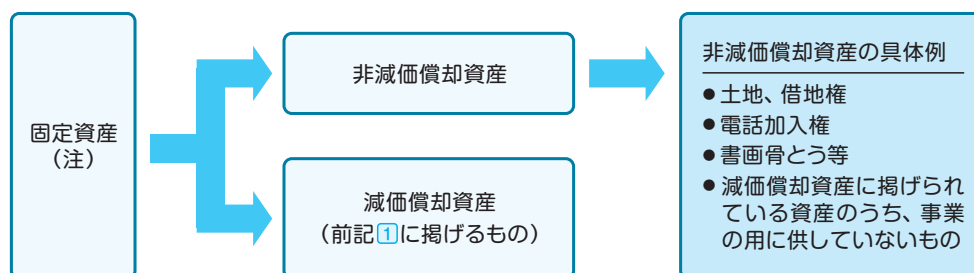
1 減価償却資産とは

固定資産のうち、①時の経過により価値が減少し、かつ、②その資産を事業の用に供しているものを減価償却資産といい、具体的に税法で定められています。

減価償却資産			
区 分	有形減価償却資産	無形減価償却資産	生 物
具体的な資産	●建物・建物付属設備 ●構築物 ●機械装置 ●車輛運搬具 ●工具・器具備品 など	●特許権 ●商標権 ●ソフトウェア ●営業権 ●水道施設利用権 など	●牛、馬、豚、綿羊、ヤギ ●かんきつ樹、りんご樹、ぶどう樹等 ●茶樹、オリーブ樹 など

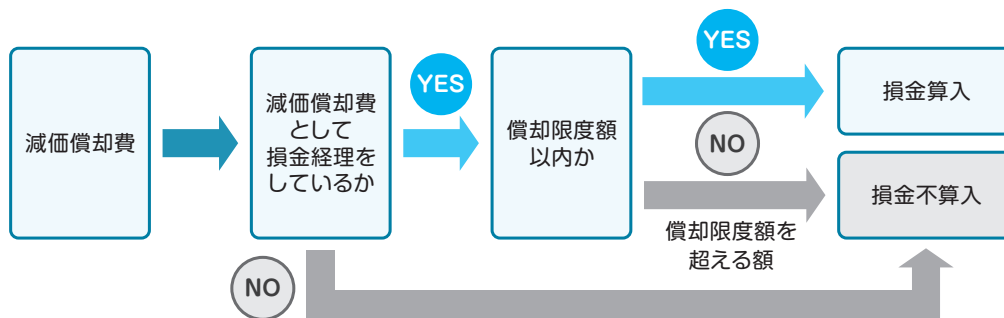
2 非減価償却資産とは

次のような資産は、減価償却資産となりませんので減価償却はできません。



(注) 建物等であっても、販売用として棚卸資産となるものは、該当しません。

3 減価償却費として損金算入ができる要件



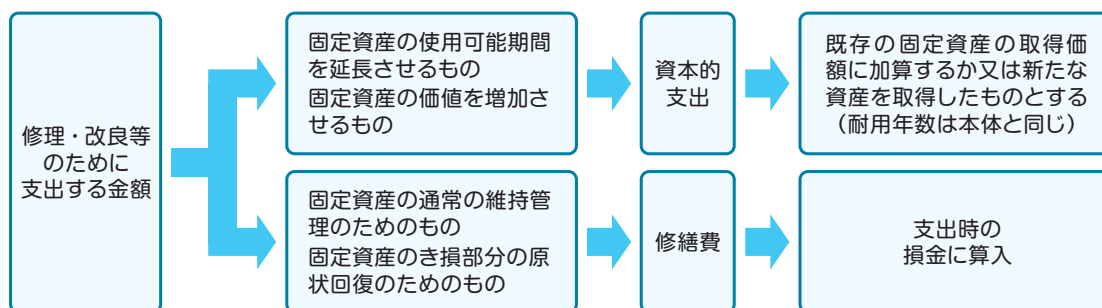
4 償却限度額の計算

償却限度額は、税法で定める次の計算要素に基づき算出された金額をいい、税法上損金に算入できるのはこの償却限度額以内の金額となります

取得価額	……… 償却計算の基礎となるもので税法で定められている
耐用年数	……… 使用可能期間でその年数は税法で定められている
償却方法	……… 償却計算の方法でその方法は税法で定められている

5 資本的支出と修繕費

固定資産の修理、改良等のために支出する金額のうち資本的支出に当たる金額は、既存の固定資産の取得価額に加算するか又は新たな資産を取得したものとして本体と同じ耐用年数で減価償却し、修繕費に当たる金額は支出時の損金となります。



クローズアップ

【特別償却】

特定の新品の設備等を取得して事業の用に供した場合に、省エネルギー対策、中小企業対策などの種々の政策目的から、減価償却の特例として初年度に取得価額の一定割合を早期償却できる制度があります。

この特別償却制度の各種要件は、租税特別措置法で具体的に規定されています。

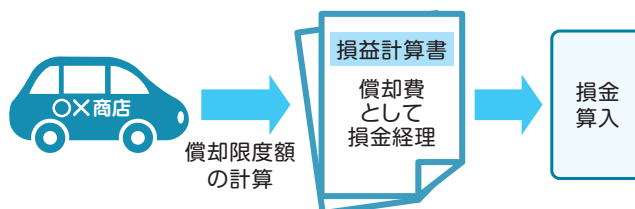
社長、特別償却できるかどう
うか検討してください!





減価償却費の計算方法には 定額法と定率法がある

減価償却費として損金算入ができるのは、会社が償却費として損金経理した金額のうち償却限度額までの金額となります。この償却限度額の計算方法（償却方法）の代表的なものとして定額法と定率法があります。



1 償却方法の選択

資産の区分	選択の届出をした会社	選択の届出をしなかった会社
① 建物	定額法（届出を要しない）	
② 建物附属設備及び構築物	定額法（届出を要しない）	
③ 有形減価償却資産 （建物、建物附属設備及び構築物を除く）	定額法 定率法	定率法
④ 無形減価償却資産	定額法（届出を要しない）	
⑤ 生物	定額法（届出を要しない）	
⑥ リース資産（所有権移転外リース取引に係るもの）	リース期間定額法（届出を要しない）	

（注）定額法とは償却費が耐用年数に応じて毎年同額になるように計算する方法をいい、定率法とは償却費が毎年一定の割合で逓減するように計算する方法をいいます。

2 償却限度額の計算

償却方法	計算式
① 定額法	（取得価額）× 耐用年数に応じた定額法の償却率
② 定率法	（取得価額 － 既償却額）× 耐用年数に応じた定率法の償却率

（注）耐用年数、償却率はそれぞれ税法で定められています。

クローズアップ

【事業年度が1年未満の場合の償却費の計算】

前記②の償却限度額の計算は、事業年度が1年を基準としていますので、1年未満の場合には次の計算式によることとなっています。

① 定額法

（取得価額）× 改定償却率

改定償却率 = 耐用年数に応じた定額法の償却率 × $\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$

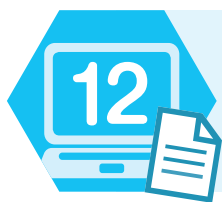
② 定率法

（取得価額 － 既償却額）× 改定償却率

改定償却率 = 耐用年数に応じた定率法の償却率 × $\frac{\text{事業年度の月数}}{12}$

設立1期目などの事業年度が1年未満の場合は、償却費の計算方法が異なりますので注意しましょう



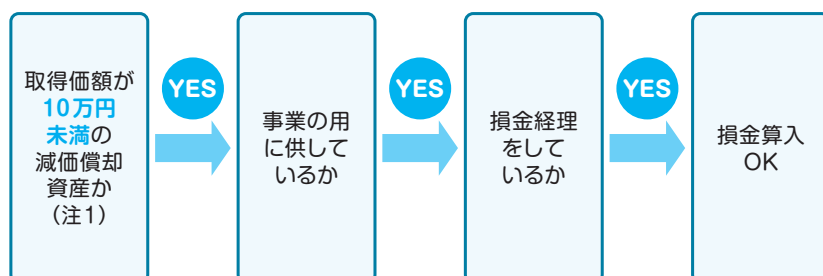


少額な減価償却資産は 一時の損金処理が可能

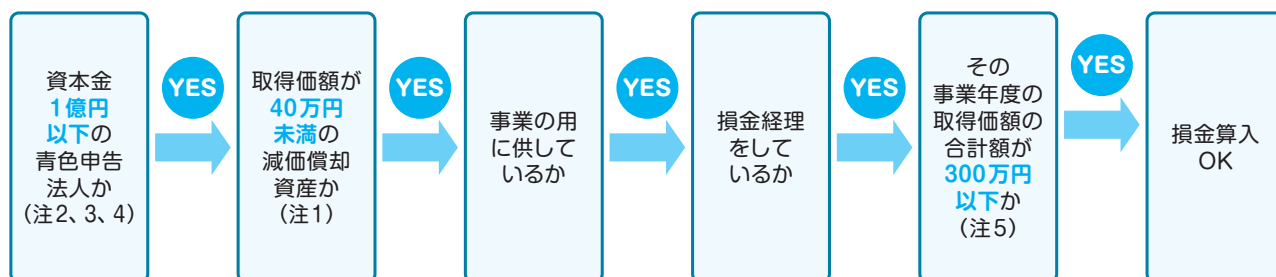
減価償却資産の取得価額は、減価償却という方法によりその資産の使用可能期間にわたり費用配分することとなっていますが、取得価額が少額の減価償却資産については、その資産を事業の用に供した事業年度において取得価額の全額を損金経理をして一時の損金に算入することができる特例があります。なお、中小企業者等が青色申告を行っている場合に適用できる制度です。

1 少額な減価償却資産の損金算入

(1) 一般の場合



(2) 中小企業者の特例



(注1) 貸付用資産（主要な事業として行われるものを除きます。）は除かれます。

(注2) 常時使用する従業員の数が400人を超える法人及び法人税の申告書等をe-Taxで提出しなければならない法人のうち、常時使用する従業員の数が300人を超える法人は該当しません。また、中小企業等経営強化法の認定等を受けた同法に規定する特定事業者等に該当する法人のうちEタイプの拡充措置の経営力向上計画にEタイプの拡充措置の特定機械装置等が記載されている法人は除かれます。

(注3) 大規模法人1社に50%（2社以上の場合は3分の2）以上の株式を保有されている法人は該当しません。
大規模法人とは、次の法人をいいます。

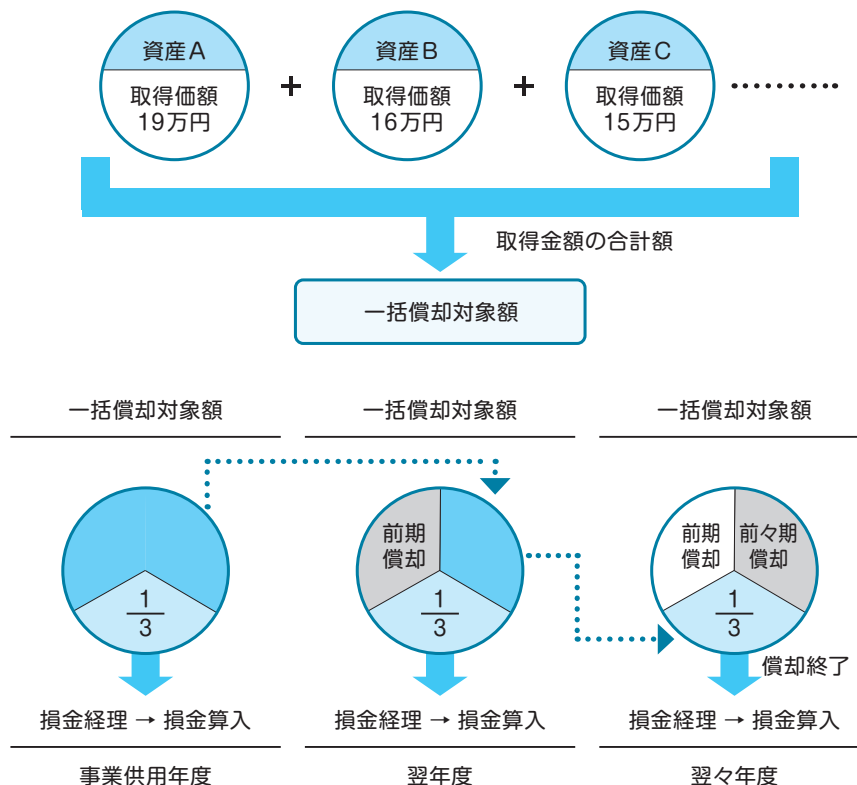
- ① 資本金1億円超の法人
- ② 資本を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- ③ 資本金5億円以上の法人の100%子法人
- ④ 100%グループ内の複数の資本金5億円以上の法人に発行済株式の全部を保有されている法人

(注4) 前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人は該当しません。

(注5) 一事業年度の取得価額が300万円（1年末満の事業年度は、年300万円を12で除し、これにその事業年度月数を乗じた額）を超える場合は、その超える資産については適用対象外となります。

2 一括償却資産の3年償却

減価償却資産の取得価額が20万円未満の資産（注1）を事業の用に供した場合に、その資産の全部または特定の一部を一括して（一括償却資産/注2）、その取得価額の合計額を3年間で損金経理した金額を損金に算入することができます。



（注1）貸付用資産（主要な事業として行われるものを除きます。）は除かれます。

（注2）一括償却資産とした場合は、その後減失、除却または譲渡等があっても、除却損または譲渡原価として損金算入はできず、3年の償却により損金算入をすることになります。

クローズアップ

【少額減価償却資産と一括償却資産との関係】

要件 \ 区分	① 少額減価償却資産	② 一括償却資産	③ 中小企業者の少額減価償却資産（注2）
対象資産（注1）	取得価額 10万円未満	取得価額20万円未満 （ただし、①の適用を受けた資産を除く）	取得価額40万円未満 （ただし、①及び②の適用を受けた資産を除く）
対象法人	全法人	全法人	青色申告法人、かつ、 中小企業者等該当法人
当期損金算入額	取得価額相当額	$\text{取得価額} \times \frac{1}{3}$	取得価額相当額
損金経理	要	要	要
明細書の添付	不要	要	要
償却資産税の課税関係	申告不要	申告不要	要申告

（注1）貸付用資産（主要な事業として行われるものを除きます。）はいずれの特例の対象資産からも除かれます。

（注2）17頁の①(2)の（注1～注5）参照

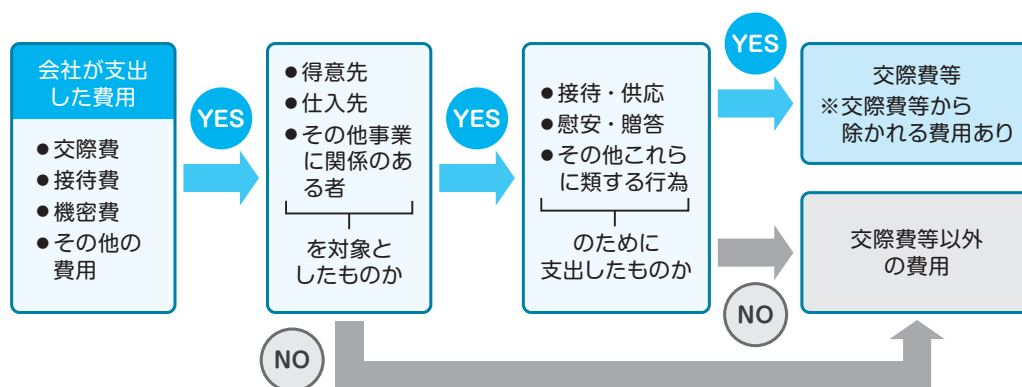
中小企業者に該当する青色申告法人は、取得価額40万円未満の減価償却資産についていずれかの特例を選択適用することができます。



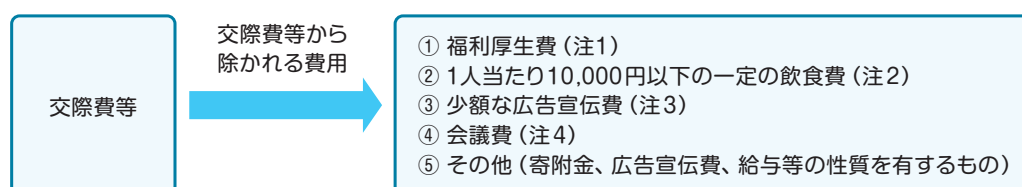
中小法人の交際費は 年800万円まで損金算入可能

会社が支出する交際費等の額は、冗費の節約、自己資本の充実等の政策的見地から、原則としてその支出金額の全額が損金不算入とされていますが、資本金100億円以下の法人は社内飲食費を除く接待飲食費の50%相当額が損金算入となります。また、資本金1億円以下の法人には別途の定額控除枠があります(下記 ③ 参照)。なお、資本金等の額が100億円超の法人は支出交際費等の全額が損金不算入となります。

1 交際費等の範囲(税法上の交際費等は、一般の交際費より範囲が広い)



2 交際費等から除かれる費用



(注1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

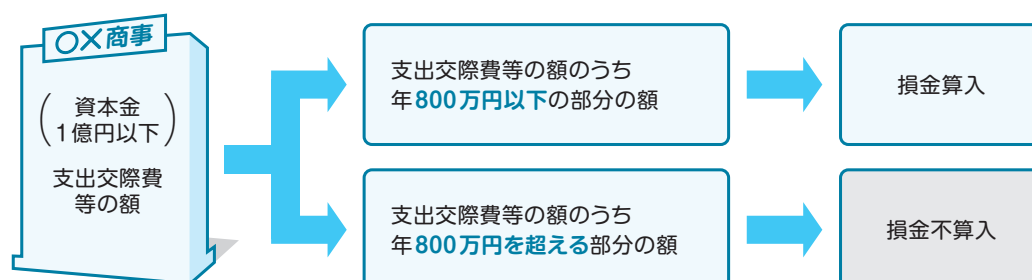
(注2) 専ら役員・従業員間又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものは除外

(注3) カレンダー、手帳、扇子、うちわ等の費用

(注4) 会議、取引先との商談、打合せ等に関連して通常供与される昼食程度の費用

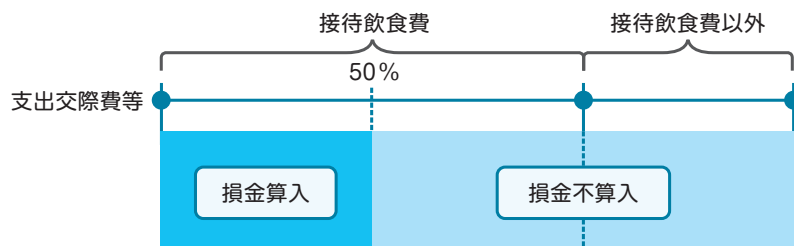
3 中小法人の定額控除枠

交際費等の額は、原則として全額が損金不算入ですが、資本金が1億円以下(資本金5億円以上の大法人の100%子会社等を除きます)の法人については、一定額が損金算入となります。



4 接待飲食費の50%損金算入

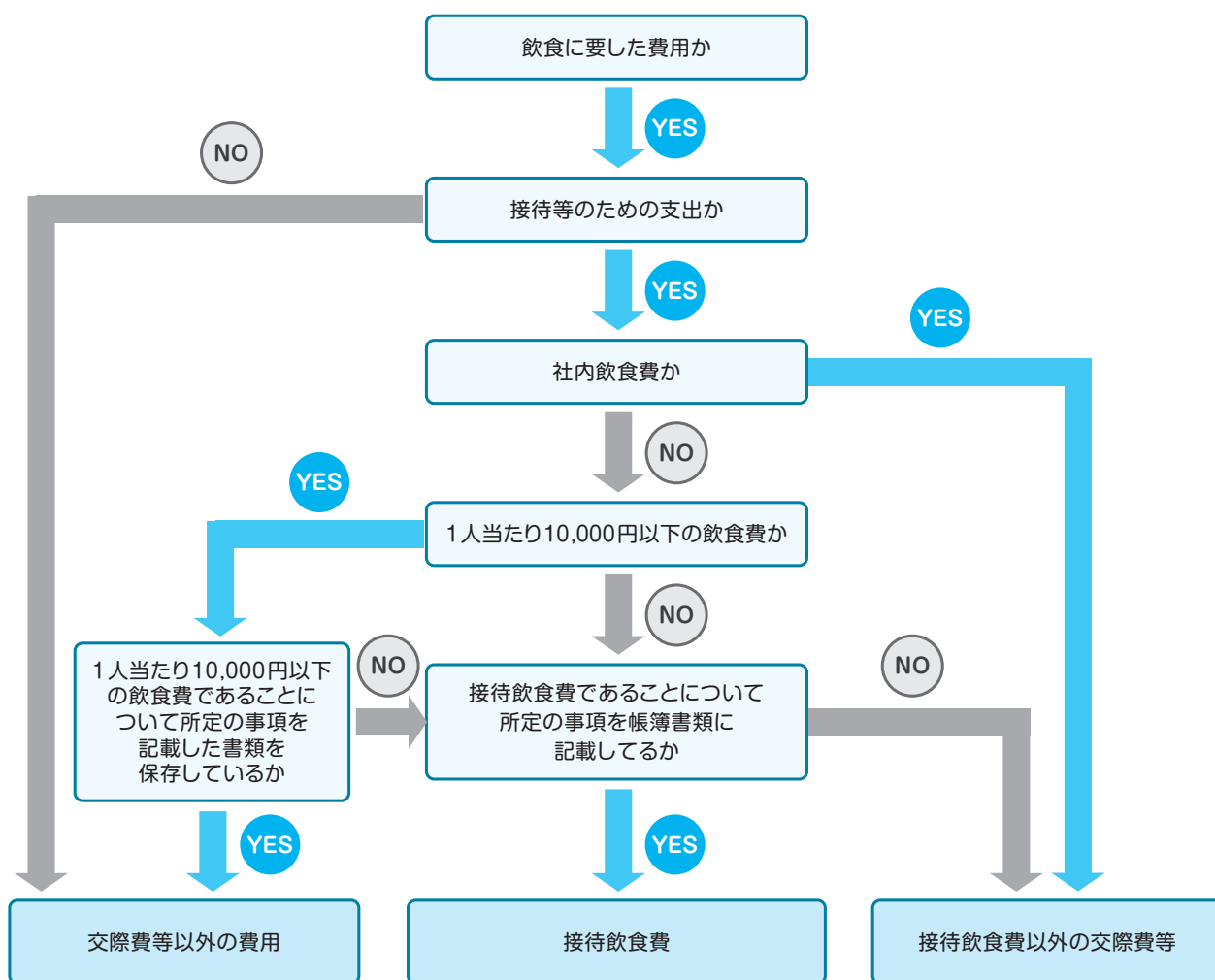
資本金100億円以下の法人は、その交際費等の額のうち飲食のための支出額（社内飲食費を除く）の50%相当額について損金算入となります。



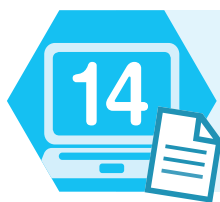
（注）中小法人は③の定額控除とどちらか有利な方を選択適用できます。

クローズアップ

【飲食に要した費用の接待飲食費の判定】



（注）接待飲食費とは交際費等のうち飲食費であって、法人税法上で整理・保存が義務付けられている帳簿書類に飲食費に係る飲食等のあった年月日等の所定の事項を記載することにより飲食費であることを明らかにしているものをいいます。



売掛金等の債権が 回収不能となったとき（貸倒損失）

得意先等に対する売掛金や貸付金などの金銭債権が、債務者の資力喪失などにより回収が不能（貸倒れ）になった場合には、その貸倒れとなった事業年度において貸倒損失として損金算入ができます。



1 貸倒損失となる事実の種類

貸倒損失の事実の態様	対象となる債権
① 法律上の貸倒れ	金銭債権
② 事実上の貸倒れ	金銭債権
③ 形式上の貸倒れ	金銭債権のうち売掛債権（注）

（注）売掛債権とは、商品の販売や役務提供などの営業活動によって発生した売掛金や未収入金をいい、固定資産の譲渡による未収入金や貸付金は含まれません。

2 貸倒損失の事実、対象金額及び処理要件

区 分	具体的な事実	対象金額	処理要件
法律上の貸倒れ	① 会社更生法、民事再生法等の法的手続により債権の全部または一部が切り捨てられることとなったこと ② 債権者集会での決定で債務者の負債整理を定めたこと ③ 債務者に対し書面による債務免除をしたこと（注）	切り捨てられることとなった部分の金額	損金算入が強制される（会社の処理がなくても税法上は損金算入）
		債務免除の通知をした金額	
事実上の貸倒れ	債務者の資産状況、支払能力などからみて、全額の回収ができないことが明らかになったこと（担保物のない場合に限る）	金銭債権の全額	損金経理が必要
形式上の貸倒れ	① 債務者の資産状況、支払能力などが悪化したことによる取引停止後1年以上経過していること ② 同一地域の売掛債権の総額が取立費用に満たない場合で督促しても弁済がないこと	売掛債権の額から備忘価額を控除した金額	損金経理が必要

（注）書面による債務免除の場合は、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その弁済が受けられないと認められる場合に限られます。なお、寄附に該当する場合は除かれます。

クローズアップ

【金銭債権の一部貸倒れ】

上記の事実上の貸倒れについては、金銭債権の**全額が回収不能**である場合に限られています。

したがって、一部回収不能の場合は貸倒損失の計上は認められませんが、一定の要件に該当する場合には、貸倒引当金（23頁の②個別評価金銭債権の貸倒引当金）の繰入れが認められます。



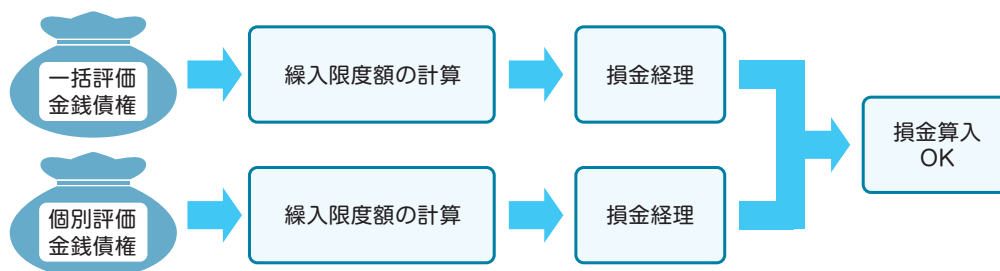
事実上の貸倒れについては一部貸倒れは認められません



金銭債権が部分的に回収不能と見込まれる場合（貸倒引当金）

会社が有する金銭債権について将来発生することが予測される貸倒れの損失見込み額として、一定の繰入限度額に達するまでの金額を損金経理により貸倒引当金に繰り入れたときは、その繰入額は損金に算入されます。この貸倒引当金には、一括評価金銭債権に対するものと個別評価金銭債権に対するものの2種類があります。

（注）資本金1億円超の法人は、銀行・保険会社及び金融に関する取引に係る金銭債権を有する法人（一定の金銭債権に限る）を除いて、貸倒引当金の繰入額の損金算入ができません。



1 一括評価金銭債権の貸倒引当金

（1）対象となる金銭債権の範囲（主なもの）

対象となる金銭債権	対象とならない金銭債権
① 売掛金、貸付金 ② 未収家賃、貸付金の未収利子 ③ 売掛金、貸付金などの金銭債権について取得した受取手形（割引手形・裏書手形を含みます。）	① 預貯金及びその未収利子 ② 未収配当 ③ 保証金、敷金 ④ 前払給料のように将来精算される費用の仮払金、立替金

（2）中小法人（資本金1億円以下の法人（注））の繰入限度額の計算

次の（イ）または（ロ）のいずれかの選択適用ができます。

（イ）実績繰入率による方法

$$\text{繰入限度額} = \text{対象となる金銭債権の期末帳簿価額} \times \text{貸倒実績率}$$

（ロ）法定繰入率による方法

$$\text{繰入限度額} = \left\{ \text{対象となる金銭債権の期末帳簿価額} - \text{実質的に債権と認められないものの額} \right\} \times \text{法定繰入率}$$

（注）資本金5億円以上の大法人の100％子会社等を除きます。また、（ロ）は前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人は選択できません。

（3）法定繰入率

業種	卸売業及び小売業 （飲食店業及び料理店業を含む）	製造業	金融・ 保険業	割賦販売小売業並びに 包括信用購入あっせん業及び 個別信用購入あっせん業	その他の 事業
法定繰入率	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	$\frac{3}{1,000}$	$\frac{7}{1,000}$	$\frac{6}{1,000}$

2 個別評価金銭債権の貸倒引当金

個別評価金銭債権とは、債務者ごとに期末においてその一部について貸倒れその他一定の事由による損失が見込まれる金銭債権をいいます。

(1) 対象となる金銭債権の範囲

前記①の(1)の金銭債権 + 保証金、敷金、前渡金などの返還請求権

(2) 繰入限度額の計算

次の個別評価金銭債権の区分に応じて計算した回収不能見込額の合計額

区 分	回収不能見込額
(イ) 長期棚上債権 次の事由により、期末の日の翌日から5年経過後に弁済されるもの ① 更生計画認可決定 ② 民事再生計画認可決定 ③ 債権者集会協議決定	対象金銭債権 － 認可決定などの事由が生じた事業年度末の翌日から5年を経過する日までの弁済予定金額 － 抵当権などによって担保されている部分の金額
(ロ) 事実認定によるもの 債務者の債務超過の状態が相当期間継続して事業好転の見込みがない場合	対象金銭債権 － 担保物の処分及び人的保証による回収可能額
(ハ) 形式基準によるもの 次のような事由が生じている場合 ① 更生手続開始の申立て ② 再生手続開始の申立て ③ 手形交換所による取引停止処分	対象金銭債権 － 実質的に債権と認められない金額 － 抵当権などによって担保されている部分の金額 × 50%

クローズアップ

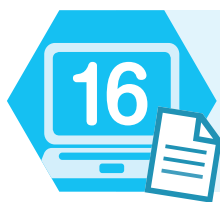
【実質的に債権と認められない金額】

一括評価金銭債権について法定繰入率を適用する場合、または個別評価金銭債権の形式基準により回収不能額を計算する場合の「実質的に債権と認められない金額」とは、次のような金額をいいます。

- ① 同一人に対する売掛金または受取手形と買掛金がある場合の買掛金相当額
- ② 同一人に対する売掛金とその者から受け入れた保証金、借入金がある場合の保証金、借入金相当額
- ③ 同一人に対する貸付金と買掛金がある場合の買掛金相当額
- ④ 使用人に対する貸付金とその者から受け入れた預り金がある場合の預り金相当額

A社には、売掛金と買掛金があるので、買掛金相当額は実質的に債権と認められませんよ





法人税・加算税などの税金は 損金とならない

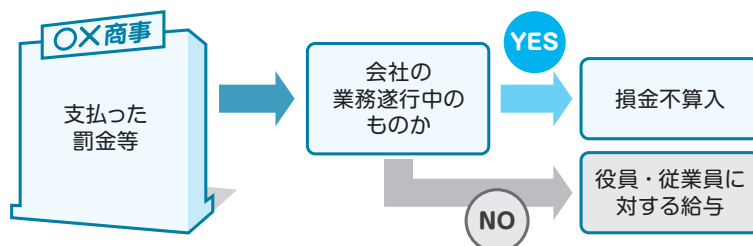
法人税、加算税などの租税公課は、企業会計上では一般に費用と経理されますが、法人税法上では損金とならないものがあります。

1 租税公課で損金算入となるもの、ならないものの例示

損金不算入となる租税公課	損金算入となる租税公課
●法人税及び地方法人税 ●加算税、延滞税、印紙税法の規定による過怠税 ●道府県民税、市町村民税 ●地方税法の規定による加算金、延滞金 ●罰金、科料、過料 ●法人税額から控除される所得税及び復興特別所得税 ●外国税額控除の対象とした外国法人税額	●消費税（税込処理の場合） ●事業税 ●特別法人事業税 ●固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税 ●ゴルフ場利用税、軽油引取税 ●労働保険・社会保険の追徴金及び延滞金 ●利子税

2 役員・従業員の交通反則金を会社が支払ったときは

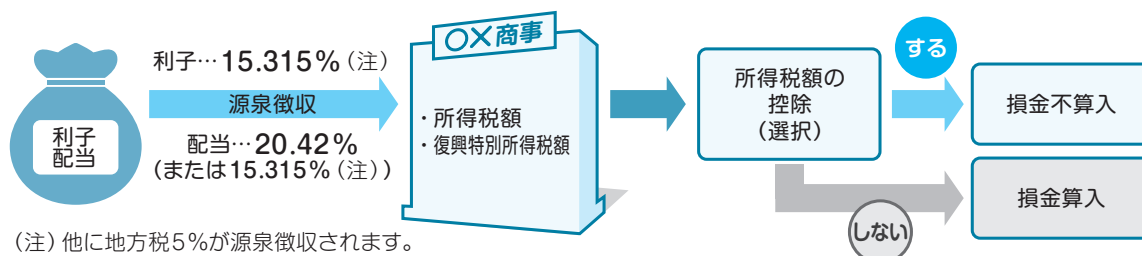
役員・従業員に課せられる罰金・科料・過料及び交通反則金（「罰金等」）を会社が支払った場合は、罰金等の対象となる行為が会社の業務遂行に関連してなされたかどうかによって税法上の処理が異なります。



3 源泉徴収された所得税額等の税額控除

会社が預貯金利子や株式配当等を受け取る場合には、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されます（利子は15.315%、配当は20.42%（上場株式の場合は15.315%））。

この源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額は、会社の選択により法人税額から控除することができます。



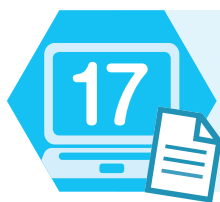
クローズアップ

【交通違反に伴い納付する徴収金】

役員・従業員が会社業務の遂行中に交通違反を犯した場合の罰金は、税法上損金となりません。ただし、交通違反に伴い納付する車のレッカー車代、駐車料金等の徴収金は、車の移動、保管、公示その他の措置に要した実費をその車輛の運転者または所有者に負担させるものですので、納付した金額は損金算入ができます。

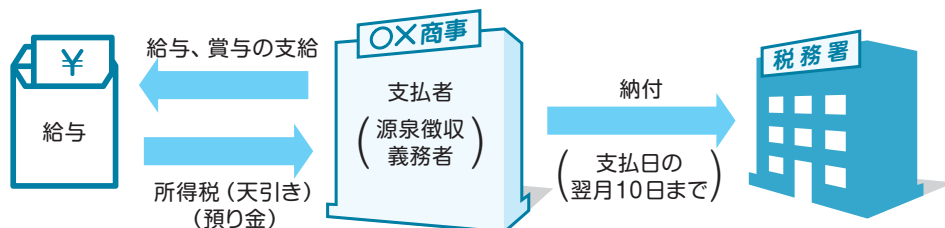
違法駐車による車のレッカー車代などの徴収金は、損金となります





源泉徴収した所得税は預り金

会社が社員に給与を支払う場合、あるいは、税理士等に報酬を支払う場合には、これらの給与（または報酬）から所得税を天引きし、その天引きした税金を税務署に納めることとされています。この方法を「源泉徴収」といい、会社を「源泉徴収義務者」といいます。



1 源泉徴収の対象となる支払（例示）

区 分	対象となる支払
給与等	① 給与（社宅の無償供与などの経済的利益を含みます） ② 賞与 ③ パート・アルバイト等に支払う給与・賞与
退職手当等	① 退職手当 ② 解雇予告手当 ③ 役員昇格に伴う使用人分の退職金
配当等	会社が支払う利益の配当
報酬・料金等	① 原稿料、デザイン料、講演料、工業所有権の使用料等 ② 税理士、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の報酬料金 ③ 司法書士、土地家屋調査士等の報酬料金 ④ 外交員、集金人等の報酬料金 ⑤ バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン、バンケットホステス等の報酬料金 ⑥ 役務の提供を約することにより一時に支払われる契約金

2 源泉徴収すべき税額（例示）

支出の種類	源泉徴収税額
① 給与	給与所得の源泉徴収税額表
② 賞与	賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表
③ 退職手当等	退職所得の源泉徴収税額の速算表
④ 利益の配当	(支払金額) × 20% (20.42%)
⑤ 原稿料、講演料等	(支払金額) × 10% (10.21%) (ただし、同一人に対し、1回の支払金額が100万円を超える場合は、超える部分については20% (20.42%))
⑥ 税理士、弁護士等の報酬料金	(支払金額) × 10% (10.21%)
⑦ 司法書士等の報酬料金	(支払金額 - 1万円) × 10% (10.21%)
⑧ 外交員等の報酬料金	(支払金額 - 控除金額) × 10% (10.21%) ※控除金額…1月12万円(ただし、別に給与の支払がある場合は、12万円からその月の給与の額を控除した残額)
⑨ ホステス等の報酬料金	(支払金額 - 控除金額) × 10% (10.21%) ※控除金額…5,000円 × (支払金額の計算期間の日数)
⑩ 契約金	(支払金額) × 10% (10.21%) ただし、同一人に対して1回の支払金額が100万円を超える場合は、超える部分については20% (20.42%)

(注1) 「給与所得の源泉徴収税額表」等は税制改正による変更がありますので、使用する年分をご確認ください。

(注2) 源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税のほか、令和9年1月1日以降は防衛特別所得税を併せて徴収します。ただし、() 書きの源泉徴収すべき税率に変更はありません。

3 納付期限

区 分	納付期限
(1) 原 則	支払った月の翌月10日
(2) 特 例 ※次の要件を満たしている場合に適用 ① 給与等の支払を受ける者が常時10人未満であること ② 税務署長の承認を受けていること	1月～6月までに支払ったものの源泉徴収税額 → 7月10日 7月～12月までに支払ったものの源泉徴収税額 → 翌年1月20日



課税されない現物給与

社員に支給する給与は、現金支給が原則ですが、このほかに、物品の支給、社宅等の提供等の経済的利益（現物給与）の供与があります。これらの現物給与等には、課税されないものと課税されるものがあります。

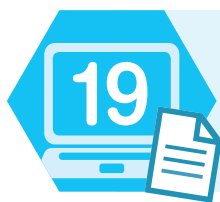
1 課税されない現物給与（例示）

区 分	課税されない所得の範囲
① 通勤手当	通常の通勤経路による運賃（月額最高15万円まで）、自動車等の交通用具を使用するために必要な駐車場料金（月額最高5,000円まで）
② 旅費	出張のために通常必要とされる費用の額
③ 食事の支給	社員負担額が2分の1以上で、かつ、会社負担が月額7,500円以下
④ レクリエーション費用（会食、旅行、演芸会等）	一般的に行われている行事の費用
⑤ レクリエーション費用（旅行）	旅行期間が4泊5日（海外旅行の場合は現地滞在日数）以内で、かつ、社員の50%以上が参加している場合の費用
⑥ 制服等の支給または貸与のための費用	制服、身回り品（帽子、ワイシャツ、ネクタイなど）、事務服（作業服）などの支給または貸与をするための費用
⑦ 少額の貸付金利息相当額	利息の額が年額5,000円以下
⑧ 創業記念品	記念品（物品）処分見込価額が10,000円以下
⑨ 永年勤続記念品	一定の要件によって支給する記念品（物品）

2 社宅等の貸付（課税されない現物給与）

区 分	課税されない範囲
1. 社員に対する貸与	本人からの徴収金額 $\geq$ (賃貸料相当額) $\times$ 50% $\begin{aligned} \text{※賃貸料相当額 (月額)} &= \text{家屋の固定資産税の課税標準額} \times 0.2\% + 12\text{円} \times \frac{\text{家屋の総床面積 (㎡)}}{3.3 \text{ (㎡)}} \\ &\quad + \text{敷地の固定資産税の課税標準額} \times 0.22\% \end{aligned}$
2. 役員に対する貸与	本人からの徴収金額 $\geq$ 賃貸料相当額 $\begin{aligned} \text{※賃貸料相当額 (月額)} &= \left\{ \begin{array}{l} \text{家屋の固定資産税の課税標準額} \times 12\% \text{ (耐用年数30年超は10\%)} \\ + \text{敷地の固定資産税の課税標準額} \times 6\% \end{array} \right\} \times \frac{1}{12} \dots\dots (\text{イ}) \end{aligned}$
(1) 自社所有社宅	
(2) 借上社宅	本人からの徴収金額 $\geq$ 賃貸料相当額 ※賃貸料相当額 次のいずれか多い金額 ① 会社が支払った家賃の50% ② (イ) の金額

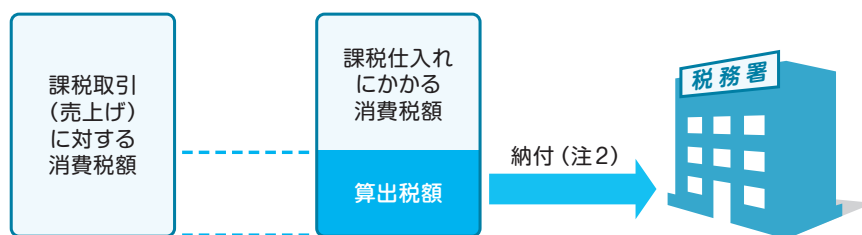
(注) 役員に対する貸与のうち小規模住宅（床面積132㎡以下、耐用年数30年超は99㎡以下）及び豪華な住宅の賃貸料相当額については、別途算式がありますのでご注意ください。



消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある

消費税は、事業者が商品や製品等の物品を譲渡したり、工事等の請負や役務提供のサービスをした場合に、その取引価額の10%（うち2.2%は地方消費税）（注1）を課税するというものです。

税の仕組みは、課税取引（売上げ）に対する消費税額から課税仕入れ（消費税が課税されている支払のすべて）にかかる消費税額を差し引いた額を納付することとされています。



（注1）10%は標準税率であり、軽減税率は8%（うち1.76%は地方消費税）です。

（注2）納付部分は預り金そのものとなります。

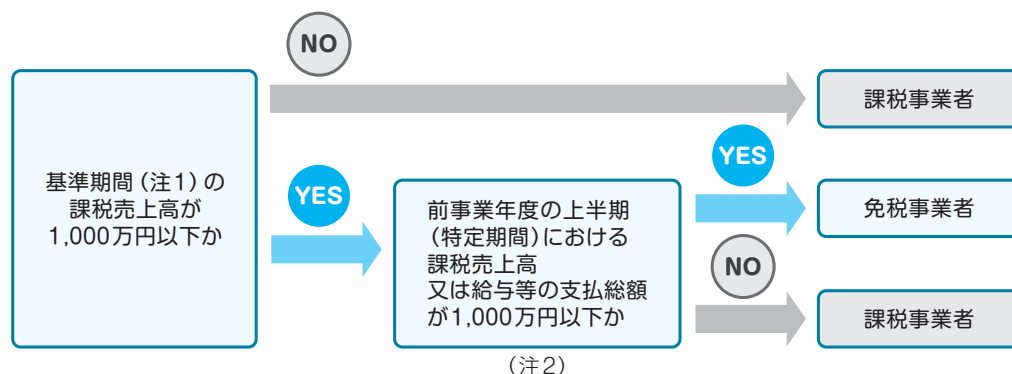
1 非課税取引等

次のような取引については、消費税がかかりません。

- ① 土地の売買（借地権の設定等を含みます）
- ② 土地の賃貸借（賃貸借期間が1月未満の場合及び駐車場等は除かれます）
- ③ 住宅の賃貸借（賃貸借期間が1月未満の場合は除かれます）
- ④ 給与
- ⑤ 支払利子、保証料、保険料等
- ⑥ 郵便切手、印紙代
- ⑦ 商品券、プリペイドカード等の代価
- ⑧ 損害賠償金
- ⑨ 寄附金
- ⑩ 輸出取引

2 免税事業者

新設会社で資本金が1,000万円以上の会社の場合は、設立第1期目及び第2期目は免税事業者になりません。

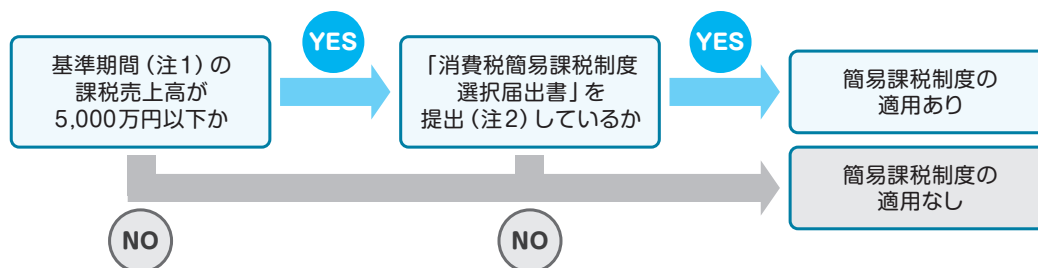


（注1）基準期間とは、その事業年度の前々事業年度のことをいいます。

（注2）資本金が1,000万円未満の会社であっても特定新規設立法人に該当した場合には設立1期目から消費税の納税義務が生じます。

3 課税仕入れにかかる消費税の簡易な計算方法（簡易課税制度）

（イ）簡易課税制度の選択要件



（注1）基準期間とは、その事業年度の前々事業年度のことをいいます。

（注2）「消費税簡易課税制度選択届出書」は適用を受けたい課税期間の開始の日の前日までに提出する必要があります。

※新設会社の場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した第1期の課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

（ロ）納付すべき消費税額の計算

$$\text{納付税額} = \left[\text{課税取引（売上げ）に対する消費税額（A）} \right] - \left[\text{課税仕入れにかかる消費税額（B）} \right] \\ \left(\text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \right)$$

（ハ）みなし仕入率（簡易課税制度）

課税仕入れにかかる消費税額（B）は、次表の事業ごとに区分し、それぞれのみなし仕入率により計算します。

事業区分	課税仕入れに係る消費税額
第1種事業（卸売業）	$(A) \times 90\%$
第2種事業（小売業、食用の農林水産業）	$(A) \times 80\%$
第3種事業（非食用の農林水産業、建設業、製造業等）	$(A) \times 70\%$
第4種事業（第1種～第3種事業及び第5～第6種事業以外の事業）（注）	$(A) \times 60\%$
第5種事業（運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）、金融業、保険業）	$(A) \times 50\%$
第6種事業（不動産業）	$(A) \times 40\%$

（注）例えば、飲食店業が該当するほか、事業者が自己において使用していた固定資産の譲渡を行う事業も該当します。

クローズアップ

【消費税の経理処理】

消費税の経理処理には、税込経理方式と税抜経理方式とがあり、いずれの方式を選択するかは会社の任意となっています。

	税込経理方式	税抜経理方式
経理方法	売上げ、仕入れ等にかかる消費税をそれぞれ売上金額、仕入金額等を含めて計上する方法	売上げ、仕入れ等にかかる消費税を仮受消費税、仮払消費税として処理する方法
消費税の納付・還付の取扱い	納付消費税→申告書の提出日に損金算入 還付消費税→申告書の提出日に益金算入	原則として会社の損益には関係しません。

（注）免税事業者は、税込経理方式を適用します。



消費税の軽減税率制度と インボイス制度

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられたことに伴い、消費税及び地方消費税は、標準税率と軽減税率の複数税率となっています。複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されています。

1 消費税率等

現在の消費税及び地方消費税の税率は次のようになっています。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

2 軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	食品表示法に規定する食品（酒類を除きます）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。
新聞	一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



※一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

令和5年10月1日から導入されている適格請求書等保存方式の下では、「帳簿」及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）の請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

- 事業者の方は、消費税の申告を行うために、毎日の売上げ・仕入れを適用税率ごとに区分して記帳するなどの経理を行う必要があります。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行う必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う必要があります。
	免税事業者の方	取引ごとの税率による区分経理は必要ありません。

- 「適格請求書」とは、「売り手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項（31頁参照）が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

課税事業者の方へ

免税事業者からの課税仕入れについては適格請求書の交付を受けられないため、仕入税額控除ができません。なお、簡易課税制度を選択している場合には、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、仕入税額の計算のための適格請求書の保存は不要です。

〈免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置〉

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、制度開始後8年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、次の表のとおり、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」「免」など、この経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	仕入税額相当額の70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	仕入税額相当額の50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	仕入税額相当額の30%
令和13年10月1日から	仕入税額控除 不可

（注）令和8年10月1日以後に開始する課税期間から、70%、50%、30%の控除については、一のインボイス発行事業者以外の者（免税事業者）からの課税仕入れの合計額（税込み）が、その年中又は事業年度で1億円（改正前：10億円）を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて適用できません。

〈事務負担の軽減措置〉

- 基準期間の課税売上高が1億円以下又は前事業年度の上半期（特定期間）の課税売上高が5,000万円以下である事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間における税込価額1万円未満の課税仕入れについては、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（少額特例）。
- 全ての課税事業者は、税込価額1万円未満の値引きや返品等について、取引先に対して返還インボイスを交付する必要はありません。振込手数料を値引き処理する場合も対象となります。

〈2割特例の終了と簡易課税特例等への移行〉

個人事業者に係る令和9年分及び令和10年分の確定申告については、納税額を売上税額の3割とする特例（3割特例）の適用がありますが、法人の事業者にはその適用がありませんので、令和8年10月1日以後に開始する課税期間においては、簡易課税制度を選択するか、本則課税での申告に移行することとなります。

なお、令和8年9月30日を含む課税期間において2割特例を適用していた法人の事業者が、翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合は、その翌課税期間の申告期限までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出すれば、その翌課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

免税事業者の方へ

〈簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期の特例〉

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に、適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その登録を受けた課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

〈免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合の納税額軽減措置〉

免税事業者が適格請求書発行事業者（課税事業者）になった場合には、税負担・事務負担を軽減するため令和5年10月1日から令和8年9月30日を含む課税期間の納税額は、売上税額の2割とする特例（2割特例）の適用があります。

【適格請求書発行事業者への登録手続き】

■ 免税事業者が令和5年10月1日後の課税期間の初日から登録を受ける場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請しなければなりません。

また、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において、令和5年10月1日後のいずれかの日から登録を受けようとする免税事業者は、申請書に登録希望日（提出日から15日後の日）を記載します。

上記の場合、実際に登録が完了した日が、課税期間の初日後または登録希望日後であっても、課税期間の初日または登録希望日に登録を受けたものとみなされます。

（注）この適用を受けた場合、登録日以後2年間を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は、免税事業者となることはできません。

【適格請求書の例】

（青い下線の項目が、区分記載請求書の記載事項に追加された事項です。）

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
 登録番号 T012345...

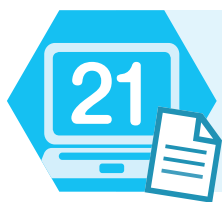
××年11月30日

(株)〇〇御中

11月分 131,200円（税込）

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税11,200円
	8%対象 40,000円	消費税 3,200円
	10%対象 80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象



電子による帳簿書類の保存

法人は、帳簿を備え付けてその取引を記録するとともに、その帳簿と取引等に関して作成し、又は受領した書類を、その事業年度の終了の日の翌日から2月を経過した日（起算日）から原則として7年間保存する必要があります。これらは紙での保存が前提です。これらの帳簿書類は一定の要件の下で電子で保存することができます。

青色申告法人の帳簿書類の保存

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など	起算日から 原則として7年間
決算関係書類	棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類	
取引関係書類	取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し	

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

法人が、取引相手との間で、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書等の「取引関係書類」に相当する内容を電子データの形式でやりとりした場合には、これらの書類に相当する内容の記載された電子データを下記の要件を満たした形で保存しなければなりません。保存要件にしたがった保存でない場合には、青色申告承認取消事由に該当することになります。

電子取引に係るデータ保存制度の保存要件

	要 件
可視性の原則	電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限る）
	見読可能装置の備付け等
真実性の原則	検索機能の確保 ・ 検索項目の取引年月日、取引金額、取引先について検索できること。 ・ 範囲指定、項目組合せにより検索できること（税務調査でダウンロードの求めに応じる場合は不要） ◎ 税務調査においてダウンロードの求めに応じる次に掲げる者にはすべての検索要件は不要。 ・ 前々事業年度等の売上高5千万円（令和5年までは1千万円）以下の者 又は ・ データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る）の提示・提出の求めに応じることができるようにしている者（令和6年以降）
	次のいずれかの措置を行う。 ① タイムスタンプが付された後の授受 ② 授受後2月以内にタイムスタンプを付す ③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付け
新たな猶予措置	・ 税務署長が相当の理由があると認める場合（手続不要）で、かつ ・ 税務調査等の際に①データを出力した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る）を提示・提出できるようにしている、かつ、②ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記の保存要件にかかわらず、電子取引データを単に保存しておくことができる（令和6年以降）。

法人会に入りませんか？

◆法人会とは1

約70万社の法人が加入する団体です。

◆法人会とは2

さまざまな業種の人と出会い、新しい仕事へのつながりを生み出します。

◆法人会とは3

経営に差がつく、税の知識や経営情報をご提供します。

— 法人会は幅広く活動しています。 —

- ・ 会員企業に役立つ「税に関する提言」を国や地方自治体へ実施。
- ・ 税務署や税理士と協力しながら、税に関する研修会・講習会を実施。
- ・ ビジネスにも役立つ出会いのチャンスをご提供。
- ・ 地域に密着した活動で、社会に貢献。
- ・ 経営や健康に役立つ各種セミナーや、著名な講師による講演会を開催。
- ・ 企業の人材教育や経営支援に活用できる、各種研修会を開催。

法人会の活動に、ぜひご参加ください！

会員同士の絆を深め、組織の活力を生み出す源になります。

くわしくはWEBをご覧ください。 <https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

※内容に関するお問い合わせは、下記の宛先まで
FAX等文書にてお送りください。なお、個別事案
に関するご質問にはお答えできませんので、あら
かじめご了承下さい。

令和8年度版 新設法人のための 会社の税金ガイドブック

令和8年6月 第29版発行

執 筆 税理士 武田 恒男

発 行 公益財団法人 全国法人会総連合
〒160-0002
東京都新宿区四谷坂町5番地6
FAX. 03-3357-6682



入会のお申し込み、お問い合わせは…